

土砂災害防止功労者表彰要領

(目的)

第1 この要領は、土砂災害防止に関して顕著な功労があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人または団体を表彰し、もって土砂災害防止に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第2 土砂災害防止功労者表彰（以下「表彰」という。）は、次に掲げる功労がある個人又は団体に対して行う。

- (1) 土砂災害の発生に際し、危険を顧みず、身を挺して地域住民の生命又は身体の保護に顕著な成果をあげたこと。
- (2) 土砂災害防止思想の普及又は土砂災害に対する防災体制の整備について顕著な成績又は功績があつたこと。
- (3) 土砂災害防止に関する研究、発明又は考案を行い、防災に顕著な成果をあげたこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、土砂災害防止に関し顕著な成果をあげたこと。

(表彰基準)

第3 表彰の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土砂災害の発生に際し、危険を顧みず、身を挺して地域住民の生命又は身体の保護に顕著な成果をあげたこと。
- (2) 土砂災害防止フェア、シンポジウム、講演会等を原則として10年以上にわたり開催し、又は土砂災害に関する記録映画の制作、出版等を行い、国民の土砂災害防止思想の普及に顕著な成績又は功績があつたこと。
- (3) 土砂災害に対する警戒避難体制の整備又は土砂災害防止対策事業の推進に原則として10年以上にわたり努め、顕著な成績又は功績があつたこと。
- (4) 砂防設備、地すべり防止施設等の土砂災害防止施設における美化、清掃等を原則として5年以上にわたり行い、施設の維持管理に顕著な功績があつたこと。
- (5) 土砂災害防止施設、渓流、斜面等の平常時、災害時の点検、監視等を原則として5年以上にわたり行い、土砂災害防止に顕著な功績があつたこと。

(6) 土砂災害防止に関する研究、発明又は考案を行い、防災に顕著な成果をあげたこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、土砂災害防止に関し顕著な成果をあげたこと。

(表彰権者)

第4 国土交通大臣

(表彰の方法)

第5 表彰は、表彰権者が表彰状を授与して行う。

(表彰の時期等)

第6 表彰は、毎年一回「土砂災害防止月間」の期間中に行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があるときは、随時表彰を行うことができる。

(表彰の推薦等)

第7 国土交通本省内部部局、気象庁、施設等機関、国土地理院、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の長並びに都道府県知事は、表彰に値すると認められる者があるときは、その旨を表彰権者に推薦するものとする。

2 前項に定めるほか、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所等の長は、表彰に値すると認められる者があるときは、その旨を表彰権者に推薦することができる。

3 表彰権者は、推薦を受けたときは、土砂災害防止功労者表彰審査委員会の審査に付さなければならない。

(土砂災害防止功労者表彰審査委員会)

第8 河川局砂防部に土砂災害防止功労者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別表の職員により構成する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、それぞれ河川局次長及び河川局砂防部長をもってあてる。

5 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(死亡した者の表彰)

第9 第2各号に掲げる功労があるものが表彰の日以前に死亡したときは、
生前日にさかのぼって表彰することができる。

要領最終改正平成16年4月20日

別表（第8第2項関係）

河川局次長

河川局砂防部長

都市地域整備局都市計画課開発企画調査室長

都市地域整備局まちづくり推進課都市防災対策室長

道路局国道・防災課道路防災対策室長

住宅局建築指導課建築物防災対策室長

河川局総務課長

河川局河川計画課長

河川局砂防部砂防計画課長

河川局砂防部保全課長

河川局防災課災害対策室長

河川局砂防部砂防計画課火山・土石流対策官

北海道局水政課長